

令和7年5月15日（木曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	江 上 裕 子 君	2 番	中 川 泰 一 君
3 番	水 野 忠 宗 君	4 番	渡 辺 保 彦 君
5 番	小 宅 宏 君	6 番	_____
7 番	山 田 成 利 君	8 番	広 瀬 隆 博 君
9 番	乾 豊 君	10 番	若 山 隆 史 君
11 番	藤 墳 理 君	12 番	中 村 ひとみ 君
13 番	富 田 栄 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	藤 塚 康 孝 君
総務課長	藤 塚 正 博 君	企画調整課長	小 森 俊 宏 君
税務課長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建設課長	藤 江 和 明 君	都市計画課長	衣 斐 浩 一 君
産業課長	小 竹 武 志 君	上下水道課長	川 瀬 桂 一郎 君
会計管理者兼会計課長	多 賀 靖 君	消防主任	三 輪 学 君
教育長	和 田 満 君	教育次長兼学校教育課長	小 川 裕 司 君
生涯学習課長	桑 原 和 弘 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	高 木 智 司	書記	石 川 敦 詞
書記	説 田 藍 海		

4 議事日程

- 日程第1 議第37号 専決処分の承認について
- 日程第2 議第38号 専決処分の承認について
- 日程第3 議第39号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議第40号 監査委員の選任について
- 日程第5 常任委員会委員の選任

## 日程第6 議会運営委員会委員の選任

### 5 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議第37号 専決処分の承認について
- 日程第2 議第38号 専決処分の承認について
- 日程第3 議第39号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第1号）
- 追加日程 議長辞職の件
- 追加日程 議長の選挙
- 追加日程 副議長の選挙
- 日程第4 議第40号 監査委員の選任について
- 日程第5 常任委員会委員の選任
- 追加日程 常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第6 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 追加日程 議会改革特別委員会委員の辞任の件
- 追加日程 水道事業等に関する調査特別委員会委員の辞任の件
- 追加日程 議会改革特別委員会委員の選任
- 追加日程 水道事業等に関する調査特別委員会委員の選任
- 追加日程 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

午前9時00分 開会

○議長（若山隆史君） おはようございます。

これより令和7年第2回垂井町議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日1日といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、12番 中村ひとみ君、13番 富田栄次君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしておりますので、これより議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 議第37号 専決処分の承認について

---

○議長（若山隆史君） 日程第1、議第37号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第37号 専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

令和7年2月18日午後0時30分頃、垂井町平尾字屋敷137番地先、町道平尾1-1号線上におきまして、相手方所有の自動車が通行する際にグレーチングが跳ね上がり、車両のタンク等を破損させた事故について、令和7年3月26日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

細部につきましては、建設課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 建設課長 藤江和明君。

○建設課長（藤江和明君） 議第37号 専決処分の承認につきまして、補足説明をさせていただきます。

初めに事故の概要について説明をさせていただきます。

令和7年2月18日午後0時30分頃、垂井町平尾字屋敷137番地先、町道平尾1-1号線上において、相手方所有の自動車が通行する際にグレーチングが跳ね上がり、車両のタンク等を破損させたものでございます。

事故の原因としましては、側溝の蓋をかける部分を、コンクリートが劣化していたことから、タイヤで踏みつけた際、グレーチングの角が下がり跳ね上がったことが原因でございます。

事故発生現場の道路側溝につきましては、事故後、修繕を行い管理をしております。

過失割合と損害賠償額につきましては、事故発生現場の状況から、道路管理者の過失は10割、損害賠償額は11万4,267円とすることで示談が成立したことから、損害賠償金及び保険請求手続を速やかに進めるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和7年3月26日専決処分をさせていただきましたので、本議会において報告し、承認をお願いするものでございます。

今後、道路の維持管理の徹底を図り、事故防止に努めてまいりますので、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第37号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

---

## 日程第2 議第38号 専決処分の承認について

---

○議長（若山隆史君） 日程第2、議第38号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第38号 専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が4月1日に施行されるのに伴い、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

細部につきましては、税務課長並びに住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 税務課長 桐山裕次君。

〔税務課長 桐山裕次君登壇〕

○税務課長（桐山裕次君） ただいま上程されました議第38号 専決処分の承認につきまして、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例のうち、税務課が所管いたします部分について演壇にて補足説明させていただきます。

議案と併せて、新旧対照表の1ページを御覧ください。

第82条第1項第1号につきましては、原動機付自転車、いわゆる原付バイクの種別割の税率について定めるものでございます。

現行の総排気量50cc以下の原付バイクの製造は、令和7年11月以降、新たな排ガス規制の基準に適合することが必要となりましたが、当該排ガス規制を満たす原付バイクの開発は困難であることから、新たな原付バイクの枠組みといたしまして、2輪の原動機付自転車のうち総排気量が50ccを超え125cc以下であり、かつ最高出力が総排気量50ccの原付バイク相当である4キロワット以下に制限したものを新基準原付と位置づけ、これに係る軽自動車税種別割の税率を2,000円とする旨を同項同号内にウとして新たに定めるものでございます。

あわせて、同項同号内の細分規定ウをエとし、エをオと改め、整合を図るものでございます。

続きまして、新旧対照表の2ページを御覧ください。

第89条第2項第5号につきましては、第82条第1項第1号の軽自動車税種別割の標準税率に係る原動機付自転車の車両区分見直しに伴い、軽自動車税種別割の減免申請に記載すべき事項の規定を整備するものでございます。

続きまして、新旧対照表2ページから3ページを御覧ください。

第90条第2項及び同項第5号につきましては、身体障害者等が所有する軽自動車税種別割の減免を受けようとする者は、減免申請書の提出の際に運転免許証の提示が必要な旨を規定しています。

今般、道路交通法が改正され、マイナンバーカードのICチップに運転免許証情報を記録した免許情報記録個人番号カード、いわゆるマイナ免許証の運用が開始されたことに伴い、減免申請時における運転免許証の提示義務にマイナ免許証に記録された運転免許情報の提示をもつて、従来の提示義務を満たすこととする規定を新たに追加するものでございます。

続く第3項につきましては、前項の規定により軽自動車税種別割の減免を受けようとする者は、当該申請時において提示したマイナ免許証に記録された免許情報を確認するための措置を受けなければならない旨を定めるものでございます。

続きまして、制定附則の改正でございます。

新旧対照表の5ページを御覧ください。

附則第9条の2は、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例に係る特例割合を規定するものでございます。

同条第22項につきましては、条文で引用する地方税法附則の改正に伴う項ずれを改めるもの

でございます。

続きまして、新旧対照表の5ページから6ページを御覧ください。

附則第9条の3第14項につきましては、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、マンションの管理組合の管理者等から町長に必要書類の提出がされ、かつ減額措置の要件に該当すると認められる場合は、当該マンションの区分所有者から減額措置の申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができる旨を新たに定めるものでございます。

続きまして、新旧対照表の6ページから10ページを御覧ください。

改正前条例附則第9条の4は、地方税法附則第16条の2、平成28年熊本地震により滅失または損壊した家屋の敷地の用に供された土地に係る固定資産税の特例について、また改正前条例附則第9条の5は、地方税法附則第16条の3、平成30年7月豪雨により滅失または損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に係る固定資産税の特例措置について、適用を受けようとする者がすべき申告等に係る規定でございます。

これらの特例措置につきましては、今後の適用見込みがなく、被災自治体からさらなる延長の要望もなかったこと等から、適用期間の延長は行わず、適用期間の満了をもって廃止することとし、地方税法の規定から削除する改正がございました。

この地方税法の改正に合わせ、税賦課徴収条例においても同様の特例規定を削除し、上位法との整合を図る改正を行うものでございます。

続きまして、新旧対照表の10ページを御覧ください。

改正前条例附則第9条の6につきましては、令和2年7月豪雨により滅失または損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に係る固定資産税の特例適用を受ける者がすべき申告等について規定するものでございます。

今般の地方税法等の改正に伴い、第1項から第4項各号において、条文中に引用する地方税法附則に条ずれが生じたため、法附則第16条の4を第16条の2に改め、第1項第1号においても条文中に引用する地方税法施行令附則において条ずれが生じたため、施行令附則第12条の6を12条の4に改め、合わせて前2条、附則第9条の4及び第9条の5が削除されたことに伴う条ずれを改め、改正前条例附則第9条の6を第9条の4に改めるものでございます。

また、同条第2項においては、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用については、令和7年度以降も被災者支援を継続する観点から、特例適用期限をさらに2年延長する旨を定めたものでございます。

続きまして、改正条例の附則でございます。

議案書は3ページを御覧ください。

改正附則第1条は、施行期日を令和7年4月1日と定めるものでございます。続く改正附則第2条では、固定資産税に関する経過措置を、第3条では軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ定めるものでございます。

以上、税務課が所管いたします分の補足説明とさせていただきます。何とぞ御承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（若山隆史君） 住民課長 岡野文紀君。

○住民課長（岡野文紀君） ただいま上程されました議第38号 専決処分の承認につきまして、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例のうち、住民課所管の国民健康保険税に係ります部分につきまして補足説明をさせていただきます。

改正条例2ページ、新旧対照表は3ページから5ページを御覧ください。

第153条及び第175条につきまして、国民健康保険税の負担の上限額である課税限度額と減額措置に係る軽減判定所得基準額について、それぞれ改定するものでございます。

課税限度額の改定といしましては、基礎課税額に係る課税限度額を「65万円」から「66万円」に引き上げ、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「24万円」から「26万円」に引き上げるものでございます。

また、軽減判定所得基準額でございますが、世帯の所得合計額が基準額以下の場合、均等割額及び平等割額について、段階に応じて2割、5割、7割分の軽減を行っております。このうち、軽減判定所得基準額の算定において、5割軽減基準額では被保険者1人につき加算する金額を「29万5,000円」から「30万5,000円」に引き上げ、2割軽減基準額では被保険者1人につき加算する金額を「54万5,000円」から「56万円」に引き上げるものでございます。

これらの改定により、被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得者層の保険税の軽減が図られるものでございます。

次に、改正条例の附則でございます。

改正条例3ページを御覧ください。

第1条では、施行期日を令和7年4月1日としております。

また、第4条では国民健康保険税に関する経過措置として、新条例の規定は令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することを規定しております。

以上、住民課所管分の補足説明とさせていただきます。御承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第38号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

---

日程第3 議第39号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第1号）

---

○議長（若山隆史君） 日程第3、議第39号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第39号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ944万5,000円を追加し、予算総額を105億6,944万5,000円とするものでございます。

補正いたします主なものは、土木費では道路新設改良測量設計業務・用地測量業務に係ります委託料、道路・舗装・路側改良工事に係ります工事請負費、土地購入費に係ります公有財産購入費につきまして、それぞれ増額の措置を行いました。

また、教育費では、岩手小職員室空調設備改修工事に係ります工事請負費につきまして、増額の措置を行いました。

災害復旧費では、宮代地内農業用施設災害復旧工事に係ります工事請負費につきまして、増額の措置を行った次第でございます。

財源につきましては、県支出金及び繰越金により収支の均衡を図りました。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） ただいま上程をされました議第39号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第1号）につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ944万5,000円を追加をいたし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億6,944万5,000円といたすものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書は6ページ、歳出から御説明をさせていただきます。

款8 土木費、項2 道路橋りょう費、目3 道路新設改良費でございます。

博愛会病院の南、JR線路沿いにございます町道垂井24、25号線の交差点につきまして、道幅が狭く車両の通行に支障を来しております拡幅を行う必要がございますことから、用地取得に伴う測量業務の委託料として70万円を、公有財産購入費として80万円をそれぞれ増額をお願いをいたすものでございます。

また、御幸橋の東側、相川左岸にございます歩道のフェンスにつきまして、本年4月に老朽化による破損を確認いたしました。当該フェンスは設置から長期間が経過しており、破損箇所を含む老朽部分の更新が必要となっております。通行者の安全確保の観点から早急な対応が求められるため、道路・舗装・路側改良工事として300万円の増額をお願いをいたすものでございます。

続きまして、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費でございます。

岩手小学校職員室の空調設備に不具合が生じ、修繕等困難な状態でございます。早急に改修工事を進める必要があることから、工事請負費で380万円の増額をお願いをいたすものでございます。

款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目2農業用施設災害復旧費でございます。

令和6年8月台風10号による豪雨災害により被災した宮代地内農業用施設の災害復旧事業につきまして、令和6年9月議会定例会及び12月議会定例会で補正予算を、また令和7年3月議会定例会では繰越明許費をお認めをいただき、現在復旧事業を行っているところでございます。

復旧中に暗渠排水部等の被災が新たに判明をいたしました。こちらにつきまして、追加で県の災害の認定を受け復旧事業を行っておりますので、工事請負費で114万5,000円の増額をお願いをいたすものでございます。

財源につきましては、全額県支出金を見込んでおります。

続きまして、前のページ、5ページの歳入でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目10災害復旧費県補助金でございます。

宮代地内農業用施設災害復旧工事に係ります補助金でございますが、国等の制度上、令和7年度分の事業費及び令和6年度分の事業費の一部に対して、令和7年度、本年度に補助金の交付決定がなされる見込みでございますので、農地・農業用施設災害復旧事業補助金として230万8,000円の増額補正をお願いをいたすものでございます。

こちらは今年度、令和7年度の災害復旧工事に係る財源として114万5,000円を、また前年度、令和6年度の補正予算にてお認めをいただきました災害復旧事業に係る財源として、116万3,000円の合計230万8,000円となります、こちらを受け入れるものでございます。

続きまして、款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございます。

収支の均衡を図るため、713万7,000円の増額をお願いをいたすものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解を賜りますとともに、御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第39号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

午前9時27分 休憩

午前9時35分 再開

○副議長（広瀬隆博君） 再開いたします。

ただいま、議長 若山隆史君から議長の辞職願が提出されました。

書記に辞職願を朗読させます。

○書記（説田藍海君） 辞職願。

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるよう願い出ます。令和7年5月15日、垂井町議会副議長 広瀬隆博殿、垂井町議会議長 若山隆史。

○副議長（広瀬隆博君） お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

追加日程 議長辞職の件

---

○副議長（広瀬隆博君） 議長辞職の件を議題といたします。

お諮りいたします。

若山隆史君の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、若山隆史君の議長辞職を許可することに決定しました。

〔10番 若山隆史君入場着席〕

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

---

追加日程 議長の選挙

---

○副議長（広瀬隆博君） これより議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔書記 議場を閉鎖〕

ただいまの出席議員数は12名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔書記 投票用紙を配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記 投票箱を点検、投票箱の蓋を開け議員及び副議長に示す〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙には、被選挙人の氏名を明確に記載願います。

これより投票を開始いたします。議席番号1番から順次投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

垂井町議会会議規則第27条第2項の規定により、立会人に1番 江上裕子君、13番 富田栄次君を指名いたします。両君の立会いを求めます。

〔立会人 登壇し、書記の開票事務に立ち会う〕

〔副議長 議長席において投票の点検を行う〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、うち有効投票12票、無効投票なし。

有効投票中、広瀬隆博 7票、藤墳理君 5票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、私、広瀬隆博が議長に当選いたしました。

議場の開鎖を命じます。

〔書記 議場を開鎖〕

〔8番 広瀬隆博君登壇〕

○8番（広瀬隆博君） 議長就任に当たり御挨拶申し上げます。

ただいま栄えある垂井町議会議長に選任を賜り、誠にありがとうございます。

私は議長として本町の将来に向け、垂井町民憲章の下、議会の役割を全うし、安全で安心な心豊かなまちづくりに尽力してまいります。

また、町当局と両輪のごとくスムーズな行政運営に資するとともに、これから次世代を担う子供たちの育成、少子高齢化対策、協働による魅力あるまちづくり、防災対策など、町の皆様方の要望にお応えできますよう、議員各位のお力添えをいただき努力してまいります。

なお、この場をお借りしまして、町の皆様には町議会に対し一層の御理解と御協力を賜りますよう心よりお願い申し上げ、議長就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（広瀬隆博君） しばらく休憩いたします。

午前9時53分 休憩

午前10時00分 再開

○議長（広瀬隆博君） 再開いたします。

先ほどの議長の選挙の結果、副議長が議長に就任しましたので副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

---

追加日程 副議長の選挙

---

○議長（広瀬隆博君） これより副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔書記 議場を閉鎖〕

ただいまの出席議員数は12名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔書記 投票用紙を配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記 投票箱を点検、投票箱の蓋を開け議員及び議長に示す〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙には、被選挙人の氏名を明確に記載願います。

これより投票を開始いたします。議席番号1番から順次投票願います。

〔投 票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

垂井町議会会議規則第27条第2項の規定により、立会人に2番 中川泰一君、12番 中村ひとみ君を指名いたします。両君の立会いを求める。

〔立会人 登壇し、書記の開票事務に立ち会う〕

〔議長 議長席において投票の点検を行う〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、うち有効投票11票、無効投票1票。

有効投票中、乾豊君10票、藤墳理君1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、乾豊君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を命じます。

〔書記 議場を閉鎖〕

ただいま副議長に当選されました乾豊君が議場におられますので、本席から垂井町議会会議規則第28条第2項の規定による当選の告知をいたします。

それでは、副議長から挨拶があります。

[9番 乾豊君登壇]

○9番（乾 豊君） ただいま副議長選挙におきまして、当選をさせていただきました乾豊でございます。

副議長の重責を担うわけでございますけれども、垂井町議会のさらなる発展と充実を図るために、議長を補佐しながら、また自分に与えられた職務を全うし、さらに議員各位の御支援を賜りながら、また円滑に議会運営が進みますよう一歩一歩進めてまいる所存でございます。

どうか皆様方の御理解、御協力、併せて御指導御鞭撻を賜りますようよろしくお願ひ申し上げ、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

○議長（広瀬隆博君） しばらく休憩いたします。

午前10時14分 休憩  
午後 1時15分 再開

○議長（広瀬隆博君） 再開いたします。

---

日程第4 議第40号 監査委員の選任について

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第4、議第40号 監査委員の選任についてを議題といたします。

[4番 渡辺保彦君退場]

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

垂井町長 早野博文君。

[町長 早野博文君登壇]

○町長（早野博文君） 議第40号 監査委員の選任について、提案理由を御説明申し上げます。

議員のうちから選任した監査委員 乾豊氏が5月8日をもって退職されたことに伴い、その後任として渡辺保彦氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第40号 監査委員の選任については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

〔4番 渡辺保彦君入場着席〕

---

## 日程第5 常任委員会委員の選任

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第1項の規定により、総務産業建設委員、富田栄次君、藤墳理君、若山隆史君、広瀬隆博、小宅宏君、渡辺保彦君。文教厚生委員、中村ひとみ君、乾豊君、山田成利君、水野忠宗君、中川泰一君、江上裕子君。

以上のとおり指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午後1時19分 休憩

午後1時20分 再開

○議長（広瀬隆博君） 再開いたします。

報告いたします。

休憩中に各常任委員会が開かれ、正・副委員長の選挙が行われた結果、総務産業建設委員長 富田栄次君、同副委員長 藤墳理君、文教厚生委員長 水野忠宗君、同副委員長 中川泰一君。

以上の諸君が互選されましたので、報告いたしておきます。

しばらく休憩いたします。

午後1時20分 休憩

午後1時21分 再開

○議長（広瀬隆博君） 再開いたします。

ただいま各常任委員長から各常任委員会の閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

お諮りいたします。

この際、常任委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題とすることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、常任委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題

とすることに決定しました。

---

#### 追加日程 常任委員会の閉会中の継続調査の件

---

○議長（広瀬隆博君） 常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、お手元に配付いたしました申出書のとおり、各常任委員会の所管事項について、現委員の任期中にわたり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

本件は、各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第6 議会運営委員会委員の選任

---

○議長（広瀬隆博君） 日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第1項の規定により、富田栄次君、藤墳理君、若山隆史君、水野忠宗君、中川泰一君を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午後1時24分 休憩

午後1時25分 再開

○議長（広瀬隆博君） 再開いたします。

報告いたします。

休憩中に議会運営委員会が開かれ、正・副委員長の選挙が行われた結果、委員長に若山隆史君、副委員長に中川泰一君が互選されましたので報告いたします。

しばらく休憩いたします。

午後1時25分 休憩

午後1時26分 再開

○議長（広瀬隆博君） 再開いたします。

ただいま議会運営委員長から議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の提出がありました。  
お諮りいたします。

この際、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題とすることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

追加日程 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

---

○議長（広瀬隆博君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、お手元に配付いたしました申出書のとおり、議会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、現委員の任期中にわたり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午後 1 時28分 休憩

午後 1 時29分 再開

○副議長（乾 豊君） 再開いたします。

ただいま広瀬隆博君から、議会改革特別委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議会改革特別委員会委員の辞任の件を日程に追加し、議題とすることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、議会改革特別委員会委員の辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

追加日程 議会改革特別委員会委員の辞任の件

---

○副議長（乾 豊君） 議会改革特別委員会委員の辞任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

広瀬隆博君の議会改革特別委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、広瀬隆博君の議会改革特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午後 1 時30分 休憩

午後 1 時31分 再開

○副議長（乾 豊君） 再開いたします。

ただいま広瀬隆博君から、水道事業等に関する調査特別委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、水道事業等に関する調査特別委員会委員の辞任の件を日程に追加し、議題とすることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、水道事業等に関する調査特別委員会委員の辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

追加日程 水道事業等に関する調査特別委員会委員の辞任の件

---

○副議長（乾 豊君） 水道事業等に関する調査特別委員会委員の辞任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

広瀬隆博君の水道事業等に関する調査特別委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、広瀬隆博君の水道事業等に関する調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午後 1 時32分 休憩

午後 1 時33分 再開

○議長（広瀬隆博君） 再開いたします。

先ほどの議会改革特別委員会委員の辞任により、委員に欠員が生じました。

お諮りいたします。

この際、議会改革特別委員会委員の選任を日程に追加し、議題とすることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、議会改革特別委員会委員の選任を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

#### 追加日程 議会改革特別委員会委員の選任

---

○議長（広瀬隆博君） 議会改革特別委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

議会改革特別委員会委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第1項の規定により、若山隆史君を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました若山隆史君を議会改革特別委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午後1時35分 休憩

午後1時36分 再開

○議長（広瀬隆博君） 再開いたします。

報告いたします。

休憩中に議会改革特別委員会が開かれ、副委員長の選挙が行われた結果、副委員長に乾豊君が互選されましたので報告いたします。

先ほどの水道事業等に関する調査特別委員会委員の辞任により、委員に欠員が生じました。

お諮りいたします。

この際、水道事業等に関する調査特別委員会委員の選任を日程に追加し、議題とすることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、水道事業等に関する調査特別委員会委員の選任を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

#### 追加日程 水道事業等に関する調査特別委員会委員の選任

---

○議長（広瀬隆博君） 水道事業等に関する調査特別委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

水道事業等に関する調査特別委員会委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第1項の規定により、若山隆史君を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました若山隆史君を水道事業等に関する調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午後 1 時37分 休憩

午後 1 時38分 再開

○議長（広瀬隆博君） 再開いたします。

報告いたします。

休憩中に水道事業等に関する調査特別委員会が開かれ、委員長の選挙が行われた結果、委員長に若山隆史君が互選されましたので報告いたしておきます。

しばらく休憩いたします。

午後 1 時38分 休憩

午後 1 時39分 再開

○議長（広瀬隆博君） 再開いたします。

ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員を新たに選挙する必要が生じました。

お諮りいたします。

この際、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、議題とすることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

追加日程 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

---

○議長（広瀬隆博君） 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で行いたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に広瀬隆博を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました廣瀬隆博を、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました廣瀬隆博が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって令和7年第2回垂井町議会臨時会を閉会いたします。

午後1時40分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

垂井町議会議長　　若　　山　　隆　　史

垂井町議会副議長　　廣　　瀬　　隆　　博  
垂井町議会新議長

垂井町議会新副議長　　乾　　豊

会議録署名議員　　中　　村　　ひとみ

会議録署名議員　　富　　田　　栄　　次